

第58号議案

公有水面埋立てに関する意見について

次の公有水面埋立てについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、愛媛県知事から意見を求められたので、異議のない旨を述べるものとする。

令和8年6月8日提出

大洲市長 二宮 隆久

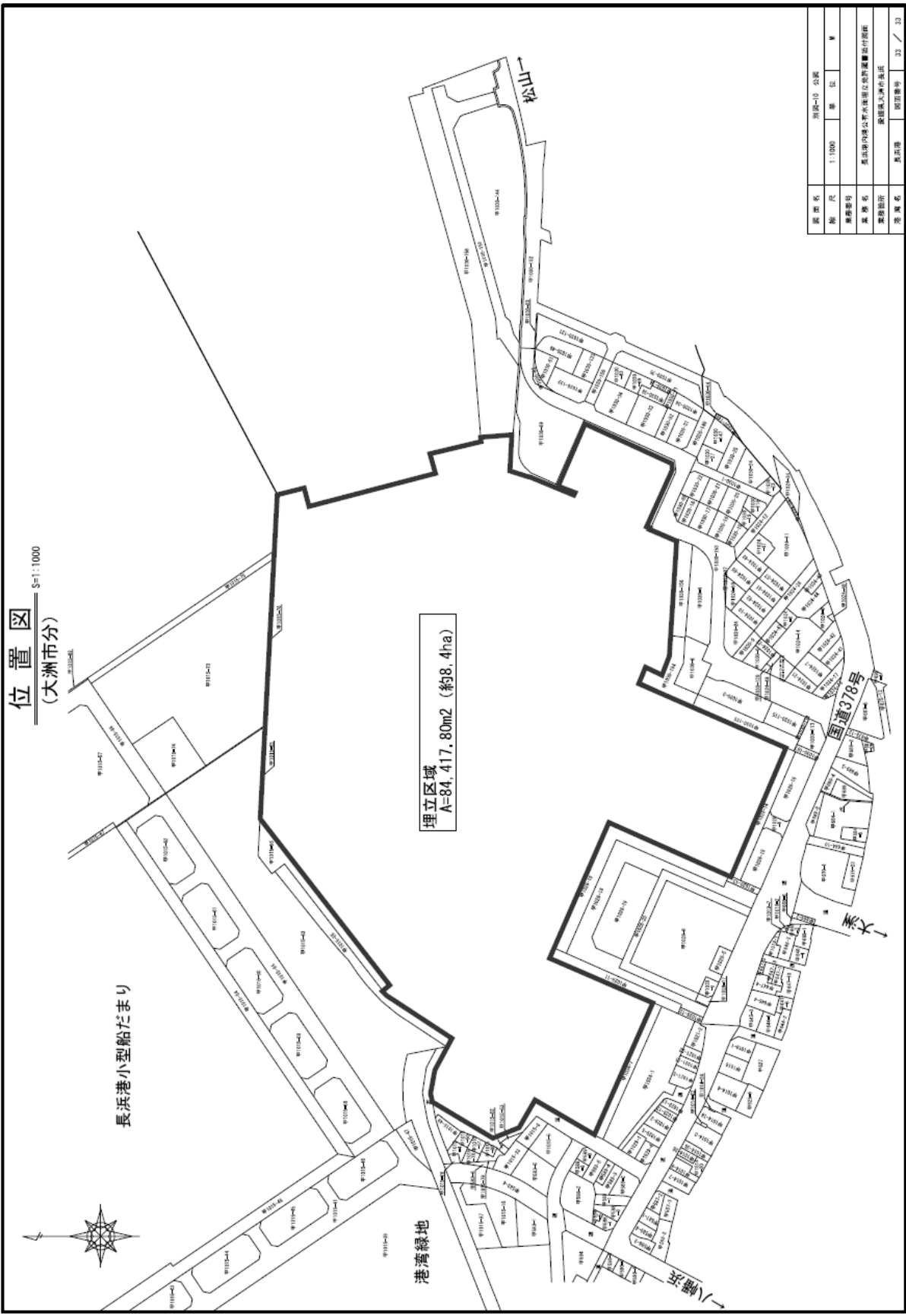
- 1 出願人 大洲市
代表者 大洲市長 二宮 隆久
- 2 埋立位置 大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面
- 3 埋立面積 84,417.80平方メートル
- 4 埋立地の用途 ふ頭用地、公共施設用地、便益施設用地、スポーツ・レクリエーション施設用地、緑地、道路用地

(提案理由)

公有水面埋立てについて愛媛県知事に意見を述べるに当たり、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図
(大洲市分)

S=1:1000



測量名	測量-10 測量
縮尺	1:1000 縮尺
測量番号	測量
測量名	長浜港内埋立区域埋立地位置圖設計図
業務指示	設計者: 大洲市建設課
図面番号	測量番号: 33 / 33